

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-工業製品製造業分野の基準について-

令和4年5月

法務省・経済産業省編

(制定履歴)

令和4年5月25日公表

令和4年8月30日一部改正

令和4年10月20日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和6年9月30日一部改正

令和7年5月26日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和4年5月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支

援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（令和４年経済産業省告示第１２７号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行う

ていることとする。

- 一 中分類 11—繊維工業
- 二 小分類 141—パルプ製造業
- 三 細分類 1421—洋紙製造業
- 四 細分類 1422—板紙製造業
- 五 細分類 1423—機械すき和紙製造業
- 六 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 七 細分類 1432—段ボール製造業
- 八 小分類 144—紙製品製造業
- 九 小分類 145—紙製容器製造業
- 十 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十一 中分類 15—印刷・同関連業
- 十二 中分類 18—プラスチック製品製造業
- 十三 細分類 2123—コンクリート製品製造業
- 十四 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 十五 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
- 十六 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
- 十七 細分類 2211—高炉による製鉄業
- 十八 細分類 2212—高炉によらない製鉄業
- 十九 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業
- 二十 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十一 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十二 細分類 2234—鋼管製造業
- 二十三 小分類 225—鉄素形材製造業
- 二十四 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
- 二十五 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- 二十六 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
- 二十七 細分類 2422—機械刃物製造業
- 二十八 細分類 2424—作業工具製造業
- 二十九 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 三十 細分類 2441—鉄骨製造業
- 三十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
- 三十二 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
- 三十三 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 三十四 細分類 2461—金属製品塗装業

- 三十五 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 三十六 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 三十七 細分類 2465—金属熱処理業
 - 三十八 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 三十九 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 四十 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
 - 四十一 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
 - 四十二 中分類 26—生産用機械器具製造業
 - 四十三 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
 - 四十四 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 四十五 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
 - 四十六 中分類 30—情報通信機械器具製造業
 - 四十七 細分類 3295—工業用模型製造業
 - 四十八 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
 - 四十九 小分類 484—こん包業
- 2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。
- 一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
 - 二 小分類 225—鉄素形材製造業
 - 三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
 - 四 細分類 2422—機械刃物製造業
 - 五 細分類 2424—作業工具製造業
 - 六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 七 小分類 245—金属素形材製品製造業
 - 八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 十 細分類 2465—金属熱処理業

- 十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
- 十四 中分類 26—生産用機械器具製造業
- 十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
- 十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 十七 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
- 十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業
- 十九 細分類 3295—工業用模型製造業

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（１）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記３（１）ア及び（２）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（３（１）ア関係）（１号特定技能外国人）

別表１ｂ．業務区分（５（１）ア関係）の欄に掲げる業務とする。

イ 試験区分（３（２）ア関係）（２号特定技能外国人）

別表２ｂ．業務区分（５（１）イ関係）の欄に掲げる業務とする。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１．特定技能外国人が従事する業務

製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジ

ネス・キャリア検定３級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定１級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第１条第１項第７号に基づき告示をもって定めたものです。
- 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

〔１号特定技能外国人のみが活動を行う事業所の産業〕

- ① 中分類１１ 繊維工業
- ② 小分類１４１ パルプ製造業
- ③ 細分類１４２１ 洋紙製造業
- ④ 細分類１４２２ 板紙製造業
- ⑤ 細分類１４２３ 機械すき和紙製造業
- ⑥ 細分類１４３１ 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- ⑦ 細分類１４３２ 段ボール製造業
- ⑧ 小分類１４４ 紙製品製造業
- ⑨ 小分類１４５ 紙製容器製造業
- ⑩ 小分類１４９ その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- ⑪ 中分類１５ 印刷・同関連業
- ⑫ 中分類１８ プラスチック製品製造業
- ⑬ 細分類２１２３ コンクリート製品製造業
- ⑭ 細分類２１４２ 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- ⑮ 細分類２１４３ 陶磁器製置物製造業
- ⑯ 細分類２２１１ 高炉による製鉄業
- ⑰ 細分類２２１２ 高炉によらない製鉄業
- ⑱ 細分類２２２１ 製鋼・製鋼圧延業
- ⑲ 細分類２２３１ 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ⑳ 細分類２２３２ 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ㉑ 細分類２２３４ 鋼管製造業
- ㉒ 細分類２２９１ 鉄鋼シャースリット業
- ㉓ 細分類２２９９ 他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- ㉔ 細分類２４４１ 鉄骨製造業

- ②⑤ 細分類 2 4 4 3 金属製サッシ・ドア製造業
- ②⑥ 細分類 2 4 4 6 製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
- ②⑦ 細分類 2 4 6 1 金属製品塗装業
- ②⑧ 細分類 2 4 9 9 他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
- ②⑨ 細分類 3 2 9 9 他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
- ③⑩ 小分類 4 8 4 こん包業

[1 号特定技能外国人及び 2 号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]

- ① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）
- ② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業
- ③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業
- ④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業
- ⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業
- ⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- ⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業
- ⑧ 細分類 2 4 6 2 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業
- ⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- ⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- ⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）
- ⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業
- ⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）
- ⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）
- ⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業
- ⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業

○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人

が業務に従事する事業場において、直近１年間で、告示第２条に掲げる産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近１年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近１年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近１年間中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、直近１年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第２条に掲げる産業に係るものでなければなりません。

【関連業務】

○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。（注）

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

① 原材料・部品の調達・搬送作業

② 各職種の前後工程作業

③ クレーン・フォークリフト等運転作業

④ 清掃・保守管理作業

【その他業務関係】

- 分野別運用方針別表 1 b. 業務区分（５（１）ア関係）及び別表 2 b. 業務区分（５（１）イ関係）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問い合わせください。問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 3－1 号）

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、製造業分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第１ 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

１．技能水準及び評価方法等

（１）「製造分野特定技能１号評価試験」（運用方針３（１）アの試験区分：運用方針

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能１号）

（技能水準）

「製造分野特定技能１号評価試験」の合格を要件とする。当該試験は、製造業分野における業務について、指導者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）（略）

（２）「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定３級」又は

「技能検定１級」（運用方針３（２）アの試験区分：運用方針別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能２号）

（技能水準）

「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定３級」の合格並びに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における３年以上の実務経験を要件とする。

（中略）

また、「技能検定１級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級技能者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。

（評価方法）（略）

（３）（略）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）製造業分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- １号特定技能外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習２号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（Ｎ４以上）のいずれの試験も免除されます。
- ２号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等の合格に加えて、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における３年以上の実務経験が必要です。
- この場合の「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本

店又は主たる事務所等がある企業をいいます。

- 「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。以下同じ。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。
- 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近1年間で大分類E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

- 試験合格者の場合

・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し

・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

- 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合
 - ・ 技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合
 本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合
 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）
 - * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。
- ＜特定技能２号の場合＞
- 製造分野特定技能２号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能２号評価試験の合格証明書の写し
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかのビジネス・キャリア検定の合格証明書の写し
- 技能検定１級合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの技能検定１級の合格証書の写し
 - ・ 工業製品製造業分野２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第３－２号）
- 【留意事項】
- ＜特定技能１号＞
- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。
- ＜特定技能２号＞
- 製造分野特定技能２号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御相談ください。
- 技能検定１級合格者の実務経験は、「工業製品製造業分野２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第３－２号）」にて確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類11—繊維工業

二～十（略）

十一 中分類15—印刷・同関連業

十二～四十八（略）

四十九 小分類484—こん包業

2（略）

第3条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- 二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
- 三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条

第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）特定技能所属機関に対して講じる措置等

ア （略）

イ （略）

ウ 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置

イに掲げる事業所のうち、次のいずれかに掲げる産業を行っているものは、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとする。

① 11 繊維工業

② 15 印刷・同関連業

③ 484 こん包業

エ 経済産業省が行う調査等に対する協力

特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能外国人の訓練・各種研修

特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（注）。また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員である

ことの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

（注）初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人が入会受付を開始する前までは、従前どおり製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。

- なお、経済産業省が設置する協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人の登録年月日から6か月を経過するまでの間は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の際には、従前どおり協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。ただし、6か月を経過した場合又は協議会の構成員ではなくなった場合は、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていることについて、登録法人の確認を受けることが求められます。
- さらに、特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。
- 特定技能外国人から、工業製品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、協議会において協議が調った以下の事項に関する措置を講じることが必要です。

①繊維工業

- 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 二 勤怠管理を電子化していること
- 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
- 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること

②印刷・同関連業

全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること

③こん包業

日本梱包工業組合連合会に所属していること

- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 製造業分野における協議会に関する問合せ先については、以下の経済産業省のホームページを御覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）
- 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））
又は協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの。登録法人の登録年月日から6か月を経過するまで有効））

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf)

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示第4条

製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
 - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
 - ロ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施
- 二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。
- 三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うこと。

第5条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第6条

経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第10条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ロ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労

働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第10条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第7条

経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

第8条

第4条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第9条

経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第10条

経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第6条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- 二 第8条第1項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

第11条

経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名

- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日
- 3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

【概要】

- 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。製造業分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接所属し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表しています。

【登録要件】

- 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。
- また、登録法人は、分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験を実施する必要があります。製造分野特定技能1号及び2号評価試験の作成に当たっては、必要な学識経験、実務経験等を有する者複数名を試験委員として指定し、試験区分毎に有識者委員会を設置して、試験委員の確認を受けることが求められます。
- なお、経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第2条第1項又は第2項に掲げる産業に係る業界団体を構成員としなければなりません。
- 加えて、登録法人には、協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うことが求められます。
- 登録法人が告示第4条第1号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。

【協議会入会申込時の提出書類（協議会で定める様式）】

- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書（登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ③ 定款及び行動規範
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し
※事業ごとのセグメント情報も記載すること。設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。
- ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等）
- ⑦ 申請者が告示第6条各号のいずれにも該当しないことの誓約書（分野別参考様式第3－3号）
- ⑧ 構成員名簿
- ⑨ 特定技能外国人受入事業の実施体制図
- ⑩ 賃貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し
※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。
- ⑪ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し
※協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。
- ⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（分野参考様式第3－4号）
- ⑬ その他補足資料

【協議会入会申込先及び登録申請先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-3
経済産業省製造産業局総務課
（郵送又は持参）

【登録に係る申請書記載事項の変更】

- 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式は任意）。提出先は、【登録申請先】と同様です。

【法人の登録及び取消しに係る公表】

- 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第10条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を経済産業省のホームページにて公表します。

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

工業製品製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に

係る上陸基準省令第7条に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
			職種	作業		
【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(鋳造) 製造分野特定技能1号評価試験(鍛造) 製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト) 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工) 製造分野特定技能1号評価試験(鉄工) 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(塗装) 製造分野特定技能1号評価試験(溶接) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)			非鉄金属鋳物鋳造		
			鍛造	ハンマ型鍛造		
				プレス型鍛造		
			ダイカスト	ホットチャンバダイカスト		
				コールドチャンバダイカスト		
			機械加工	普通旋盤		
				フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		
			金属プレス加工	金属プレス		
			鉄工	構造物鉄工		
			工場板金	機械板金		
			仕上げ	治工具仕上げ		
				金型仕上げ		
				機械組立仕上げ		

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			プラスチック成形	圧縮成形	
				射出成形	
				インフレーション成形	
				ブロー成形	
			機械検査	機械検査	
			機械保全	機械系保全	
			電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			塗装	建築塗装	
				金属塗装	
				鋼橋塗装	
				噴霧塗装	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			工業包装	工業包装	
			強化プラスチック成形	手積み積層成形	
			金属熱処理業	全体熱処理	
				表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化) 部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)	
【特定技能2号】 機械金属加工(複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(鑄造) 技能検定1級(鍛造) 技能検定1級(ダイカスト) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(工場板金) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(工業包装) 技能検定1級(金属熱処理)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
			職種	作業		
【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤		
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)			フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		
			仕上げ	治工具仕上げ		
				金型仕上げ		
				機械組立仕上げ		
			プラスチック成形	圧縮成形		
				射出成形		
				インフレーション成形		
				ブロー成形		
	プリント配線板製造		プリント配線板設計			
			プリント配線板製造			
	電子機器組立て		電子機器組立て			

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			機械検査	機械検査	
			機械保全	機械系保全	
			工業包装	工業包装	
			強化プラスチック成形	手積み積層成形	
【特定技能2号】 電気電子機器組立て(複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(工業包装)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属表面処理)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	めっき	電気めっき	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)			溶融亜鉛めっき	
			アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
【特定技能2号】 金属表面処理(複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(めっき) 技能検定1級(アルミニウム陽極酸化処理)
【特定技能1号】 紙器・段ボール箱製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紙器・段ボール箱製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	
				印刷箱製箱	
				貼箱製造	
				段ボール箱製造	
【特定技能1号】 コンクリート製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(コンクリート製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 RPF製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(RPF製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	RPF製造	RPF製造	
【特定技能1号】 陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(陶磁器製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形 圧力鋳込み成形 パッド印刷	
【特定技能1号】 印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(印刷・製本)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	印刷 製本	オフセット印刷 グラビア印刷 製本	
【特定技能1号】 紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紡織製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紡績運転 織布運転 染色	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 合ねん糸工程 準備工程 製織工程 仕上工程 糸浸染 織物・ニット浸染	

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			ニット製品製造	靴下製造	
				丸編みニット製造	
			たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
			カーペット製造	織じゅうたん製造	
				タフテッドカーペット製造	
				ニードルパンチカーペット製造	
【特定技能1号】 縫製(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(縫製)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
			紳士服製造	紳士既製服製造	
			下着類製造	下着類製造	
			寝具製作	寝具製作	
			帆布製品製造	帆布製品製造	
			布はく縫製	ワイシャツ製造	
			座席シート縫製	自動車シート縫製	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験)が課せられています。